



2022年4月12日

各位

会社名 J. フロント リテイリング株式会社
代表者 代表執行役社長 好本 達也
(コード 3086 東証プライム市場、名証プレミアム市場)
問合せ先責任者 財務戦略統括部 IR推進部長 稲上 創
(TEL 03 - 6895 - 0178)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第15期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、下記の(1)ないし(4)のとおり、当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

また、業務執行との分離による監督機能のさらなる強化をめざし、取締役員数の適正化のため、現行定款第19条に規定する取締役の員数を「15名以内」から「11名以内」に減員するものであります。

加えて、経過措置の終了に伴い、相談役に関する経過措置の規定(現行定款附則第2条)を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月26日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年5月26日(予定)

以上

J. フロントリテイリング株式会社 定款変更案対照表

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p>
<p>附 則</p> <p>(相談役に関する経過措置)</p> <p>第2条 第10期定時株主総会決議による変更前第27条(相談役)の規定は、現任の相談役についてはその終任時まで、その効力を有するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p>

	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--